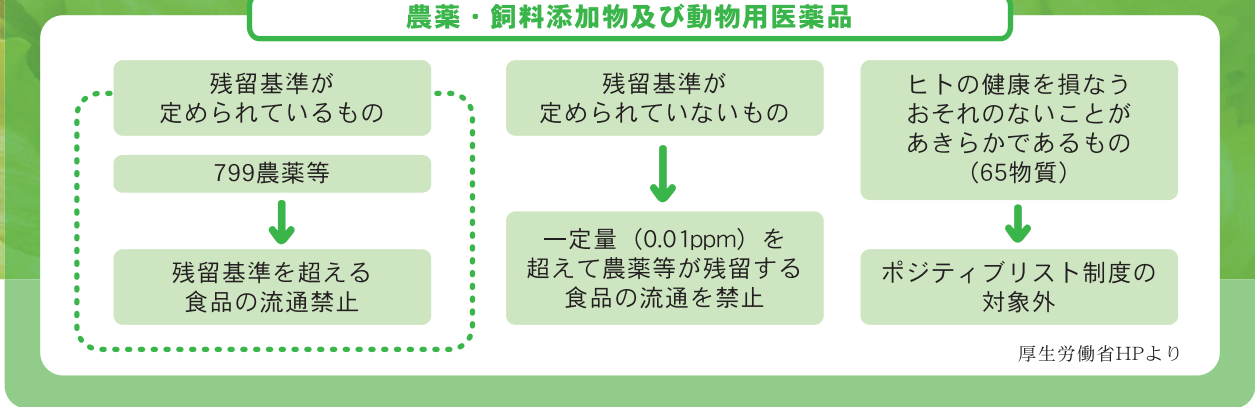


食品中の残留農薬分析のご案内

厚生労働省は、食品衛生法等の一部を改正し、農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止とする「ポジティブリスト制度」を2006年5月29日より施行しました。本制度では、約700種類以上もの農薬等に対する残留基準を設定し、それ以外の残留基準が設定されていない農薬等についても、一律的な基準（0.01ppm）を定め、それらの基準を超えた量が検出された食品の流通が禁止され、規制が強化されました。

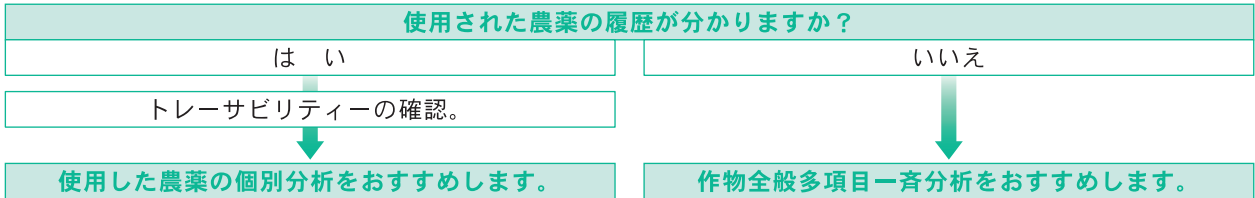
ポジティブリスト制度

農薬・飼料添加物及び動物用医薬品

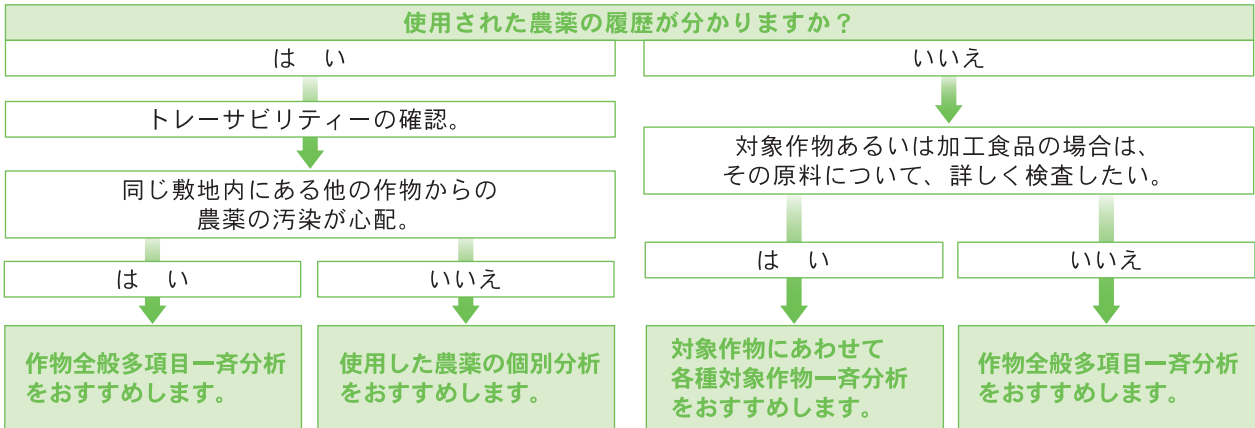


●●● 残留農薬分析のご提案 ●●●

輸入食品の場合



国産食品の場合



畜水産物の場合

畜水産物については畜水産物対象一斉分析をおすすめします。

* 輸入食品や作物の対象に合わせたセット検査をご用意しています。詳しくは別紙をご参照下さい。
 * 必要量：1 試料につき 1 kg 以上または 1 kg に相当する個数。1 kg を超える大きな試料（ハクサイ、ダイコンなど）は別途お問い合わせ下さい。
 * 所要日数：約 7 日～14 日間（所要日数を超える場合は、連絡いたします）。